

(別表Ⅰ)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

I.1 地域の災害リスク

東広島市ハザードマップ・地震防災マップ及び避難所一覧（令和3年5月改訂版）によると、当商工会管轄地域で表示されている主な災害リスクには、浸水と土砂、高潮によるものが挙げられる。

I.1.1 浸水

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、当商工会から約500m東の海岸を起点に浜地区集会所を含む東西約1km、および三津大川を中心に海岸から2kmに亘り、1m未満の浸水リスクがある。

I.1.2 土砂

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、斜面と平地が交差する地点には、「急傾斜地崩壊による被害の恐れがある箇所」の表示が点在する。とりわけ、正福寺～蓮光寺～三津小学校を結ぶ地域と木谷郷川沿いにはこの表示が多くあり、線状になっている。

I.1.3 高潮

広島県が公表している「高潮・津波ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、台風接近による低気圧等がもたらす高潮のリスクは、上記浸水リスク地点を中心に三津湾の全海岸線地域に及ぶ懸念がある。

I.1.4 地震・津波

「広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）」（以下「県報告書」）によると、次のとおりである。

(1) 南海トラフ巨大地震

「マグニチュード9.0」の地震の30年以内の発生確率が60～90%程度以上となっており、当市での最大震度は6強と想定されている（県報告書 第1編 p.55、第2編 p.18）。

(2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

「マグニチュード6.7～7.4クラス」の地震の30年以内の発生確率が40%程度となっており、当市での最大震度は6強と想定されている（県報告書 第1編 p.55、第2編 p.23）。

(3) 中央構造線断層帯（伊予灘区間）の地震

西から破壊のケースにおいて、県南部の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で震度5強となる。また、島しょ部の平地の一部で震度6弱となるが、その範囲は狭く、震度6弱以上の面積は、県全体の0.1%未満と想定されている（県報告書 第1編 p.60）。

なお、上記(1)(2)(3)と広島県が公表している「高潮・津波ポータルひろしま」、東広島市の「ハザードマップ」によると、風早地区、三津地区、木谷地区に広く浸水リスクがある。

#### 1.1.5 ため池

東広島市作成の「ため池ハザードマップ」によると、当商工会地域には、豪雨時及び地震発生時に決壊する恐れのあるため池が多数存在していることから、住宅への浸水等の被害の発生が想定されており、注意が必要である。

#### 1.1.6 その他

平成30年（2018年）7月豪雨では三津大川の下流域で多数の家屋が浸水し、令和3年（2021年）7月の豪雨では三津大川に架かる新興橋が損傷し通行止め（開通は令和5年12月）になった。令和7年9月時点においても、三津大川の下流域では改良復旧事業が進行中である。したがって、大雨が予想される時は、十分な注意と、ゆとりをもった避難活動が必須である。

#### 1.1.7 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的な流行を繰り返している。また、国民の大多数が免疫を獲得していなかったCOVID-19のように、全国的かつ急速にまん延して、国民の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

#### 【防災関連サイト（参考資料）】

##### ◆東広島市避難所・ハザードマップ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/10/index.html>

##### ◆ひがしひろしまっぷ

<https://www.sonicweb-asp.jp/higashihiroshima/>

##### ◆洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

##### ◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

##### ◆高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

##### ◆広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

##### ◆広島県 ため池まっぷ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>

##### ◆東広島市 ため池マップ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/q/tameikehazadomappu/tameikehazadomappu.html>

##### ◆内閣感染症危機管理統括庁トップページ

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

##### ◆感染症情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekakku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekakku-kansenshou/index.html)

##### ◆東広島市 新型インフルエンザ等対策行動計画

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/6/4151.html>

## 1.2 商工業者の状況（令和6年4月1日現在、出典「令和6年度 商工会実態調査」）

- ・商工業者等数 446者
- ・小規模事業者数等 397者
- ・商工業者の会員数 303者

（会員数の内訳）

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	宿泊業	娯楽業	娯楽業以外	その他
57	42	19	87	19	0	0	55	24

## 1.3 これまでの取組み

### 1.3.1 東広島市の取組み

- ・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地域防災計画（基本編・震災対策編）を策定している。計画は随時修正している。

- ・防災訓練等の実施

総合防災訓練及び災害図上訓練の実施

全国一斉Jアラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施

- ・ハザードマップ等の作成、配布

東広島市ハザードマップ・地震防災マップを平成29年3月に作成し、令和3年3月に更新している。当該マップ等は市役所危機管理課・各支所・出張所で配布しており、東広島市のホームページからダウンロードも可能である。

- ・災害協定の締結

県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することにしている。また、専門的知識、施設を有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

- ・地域防災リーダーの育成

地域防災リーダー養成講座を開講し、地域防災リーダーの育成を行っている。

- ・防災備品の備蓄

飲料水、食料、毛布などの物資を、市内各地域の防災倉庫及び指定避難所等に分散させて備蓄している。

- ・東広島市緊急告知ラジオ（災害時に緊急情報が入ると、自動的に起動する）の販売及び無償配布を行っており、定期的に起動確認を行っている。

- ・東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成27年8月に策定し、適宜、改訂している。

### 1.3.2 当商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国及び県の施策の周知、BCP作成セミナーの開催

- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と「地方創生に関する包括連携協定」を締結し、防災をはじめとする各種取り組みを活動中

- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、救急セット、他）の備蓄

- ・東広島市が実施する防災訓練への参加

- ・安芸津町商工会BCPの作成

## 2. 課題

### 2.1 総括

第Ⅰ期計画では安否確認網をはじめとする緊急時の連絡網確立や重要情報等の収集・共有等、発災時の指揮命令系統・連絡体制の整備を中心に進めてきたが、様々な状況を想定した防災訓練計画の立案には至っていない。

また、夜間または休日の災害発生を想定した行政機関等との具体的な連携方法を明確にしていない。

さらに、リスクの回避・低減・移転・保有という視点に基づくリスクマネジメントを理解し、裾野の広い経営指導を体系的に実施できる職員を育成しているが、会員をはじめとする多くの人にリスクマネジメントの重要性の周知や理解促進が十分にできていないという課題を抱えている。

### 2.2 第Ⅰ期計画の実施状況（結果）・評価・課題

#### ・実施状況（結果）

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	その他
作成支援事業者数	55	49	12	113	22	86
BCP作成目標	6	5	1	11	2	9
BCP作成結果	3	2	0	4	1	5

- ・評価：当商工会の青年部を中心にBCP作成事業者が広がったものの、次第にその気運が下がり、最近ではBCP関連に関心を持つ事業者を見つけるにくくなった結果、目標未達になった。
- ・課題：当商工会が想定したBCPと事業者が思い描くBCPでは、その乖離が大きいため、地域特性（家族経営型小規模事業者が多数）に合った改訂版BCP作成と、BCPではなくリスクマネジメントに脚光を浴びせた周知活動が必要と思われる。

## 3. 目標

- ・安芸津町内の事業者に対して、様々な自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市と当商工会の間に、24時間365日を想定した発災時または非常時の連絡網や協力体制を構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが無い。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化しておくことが有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・BCPの作成目標

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	その他
作成支援事業者数	57	42	19	87	19	79
BCP作成目標	5	4	2	9	2	8

### ※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

#### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と東広島市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

##### 2.1 事前の対策

- ・平成30年7月豪雨をはじめとする自然災害発生時または新型コロナウイルス感染症まん延時に発行された基本方針・対策方針等の各種文書を下に、本計画との整合性を確認しつつ、自然災害発災時や感染症発生時に、速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

###### 2.1.1 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや施策群（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）を説明する。
- ・当商工会の会報やホームページ、市広報等を利用して、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険・生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組んでいる小規模事業者を紹介する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時取組み可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組みの推進方法や効果的な訓練等を指導または助言する。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険等を紹介する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症の業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策を事業者へ周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を事業者へ提供する。

###### 2.1.2 当商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和2年12月に作成した。

###### 2.1.3 関係団体等との連携

- ・連携協定を締結したあいおいニッセイ同和損害保険会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象にした普及啓発セミナーや損害保険・生命保険、傷害保険等を紹介する。
- ・感染症は収束時期を予測しにくいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償等）を紹介する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

###### 2.1.4 フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組み状況を定期的（1回/年）に確認する。
- ・東広島市とは、状況確認方法や改善点等を定期的（1回/年以上）に意見交換する。

## 2.1.5 当該計画に係る訓練実施

- ・自然災害（例：豪雨に伴う水害）が発生したと仮定し、東広島市との連絡ルート確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 2.2 発災後の対策

発災時は安全確保を第一とした上で、下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

### 2.2.1 応急対策の実施可否の確認

- ・当商工会は、発災後速やかに「安否確認サービス」で職員の安否及び被害状況、業務従事の可否等を広島県商工会連合会へ報告する。
- ・東広島市と当商工会は、電話・メール・SNS等を活用して、安否及び被害状況等を含む必要な情報を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の励行を徹底する。
- ・感染症まん延時や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、広島県または東広島市の感染症対策本部（仮称）の指示等に基づいて、当商工会は必要な感染症まん延防止対策を実施する。

### 2.2.2 応急対策の方針決定

東広島市と当商工会は、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を下記の通りとする。

（自然災害の場合）

- ・当商工会の職員は、安全確保を最優先する。
- ・当商工会の全職員に被害が及ぶ場合の応急対策や役割分担を決める。
- ・確認された被害状況等は、3日以内に情報共有する。
- ・被害規模は表1を目安とする。
- ・情報共有の頻度は表2を目安とする。

表1

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域と連絡が取れない、または、交通網が遮断されているため確認できないという事態が発生している。</li></ul>
被害あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

表 2

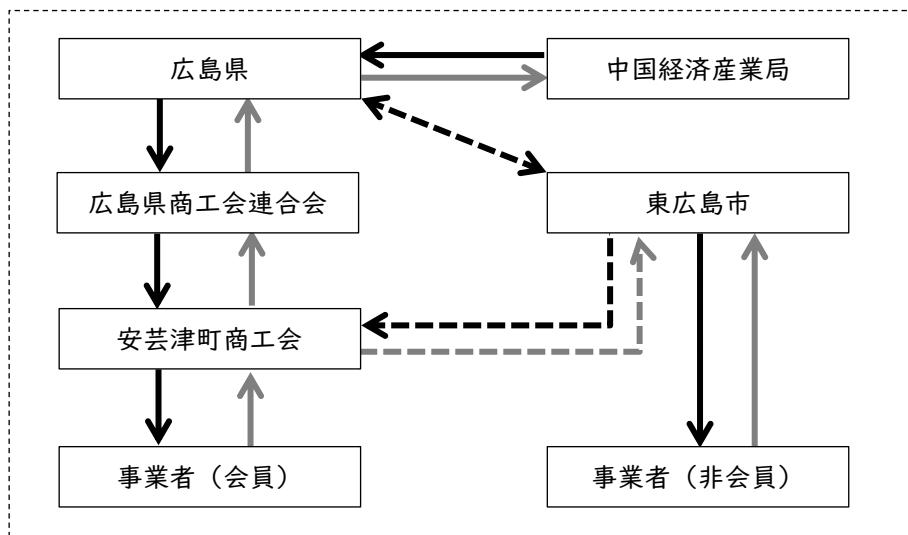
発災後～1週間	3回/日（朝・昼・夕）
1週間～2週間	2回/日（午前・午後）
2週間～1ヶ月	1回/日（午前）
1ヶ月以降	2回/週

### (感染症の場合)

- ・東広島市が策定した東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、必要な情報の把握と発信を行うとともに、リモートワーク導入等、体制維持に向けた対策を実施する。

### 2.3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握と円滑な指揮命令を実現する仕組みを構築する。
  - ・自然災害による二次被害防止のため、被災地域での活動について定める。
  - ・東広島市と当商工会は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法を予め確認しておく。
  - ・当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、東広島市の産業振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
  - ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当商工会または東広島市は、当商工会と東広島市が共有した情報を県の指定する方法で県へ報告する。
  - ・下図の通り、情報共有または報告を行う。



## 2.4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法を東広島市と相談する。なお、当商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
  - ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
  - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象にした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## 2.5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・広島県及び東広島市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等を支援する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

### ※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

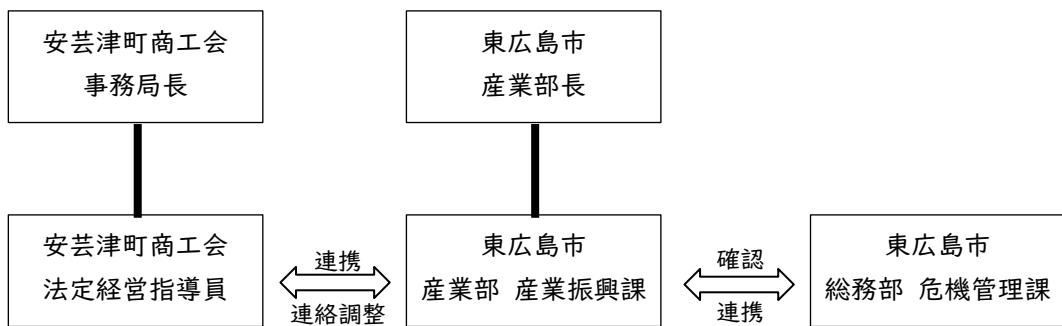
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

1. 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

2.1 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：少前 圭祐（連絡先は、後述3.1を参照のこと）

2.2 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報提供及び助言等の実施

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認や見直し等のフォローアップ（1回/年 以上）

3. 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

3.1 商工会

安芸津町商工会

〒739-2402 広島県東広島市安芸津町三津 1649-1

Tel: 0846-45-4141 Fax: 0846-45-3172 email: [akitu@hint.or.jp](mailto:akitu@hint.or.jp)

3.2 関係市町

東広島市 産業部 産業振興課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8-29

Tel: 082-420-0921 Fax: 082-422-5805 email: [hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp)

※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金額	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
専門家謝金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
協議会運営費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
セミナー開催費	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
チラシ等作成費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
防災・感染症対策費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、東広島市補助金、広島県補助金、事業収入、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

## 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項